

告 示

埼玉県告示第六百四十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和六年五月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 形質変更時要届出区域

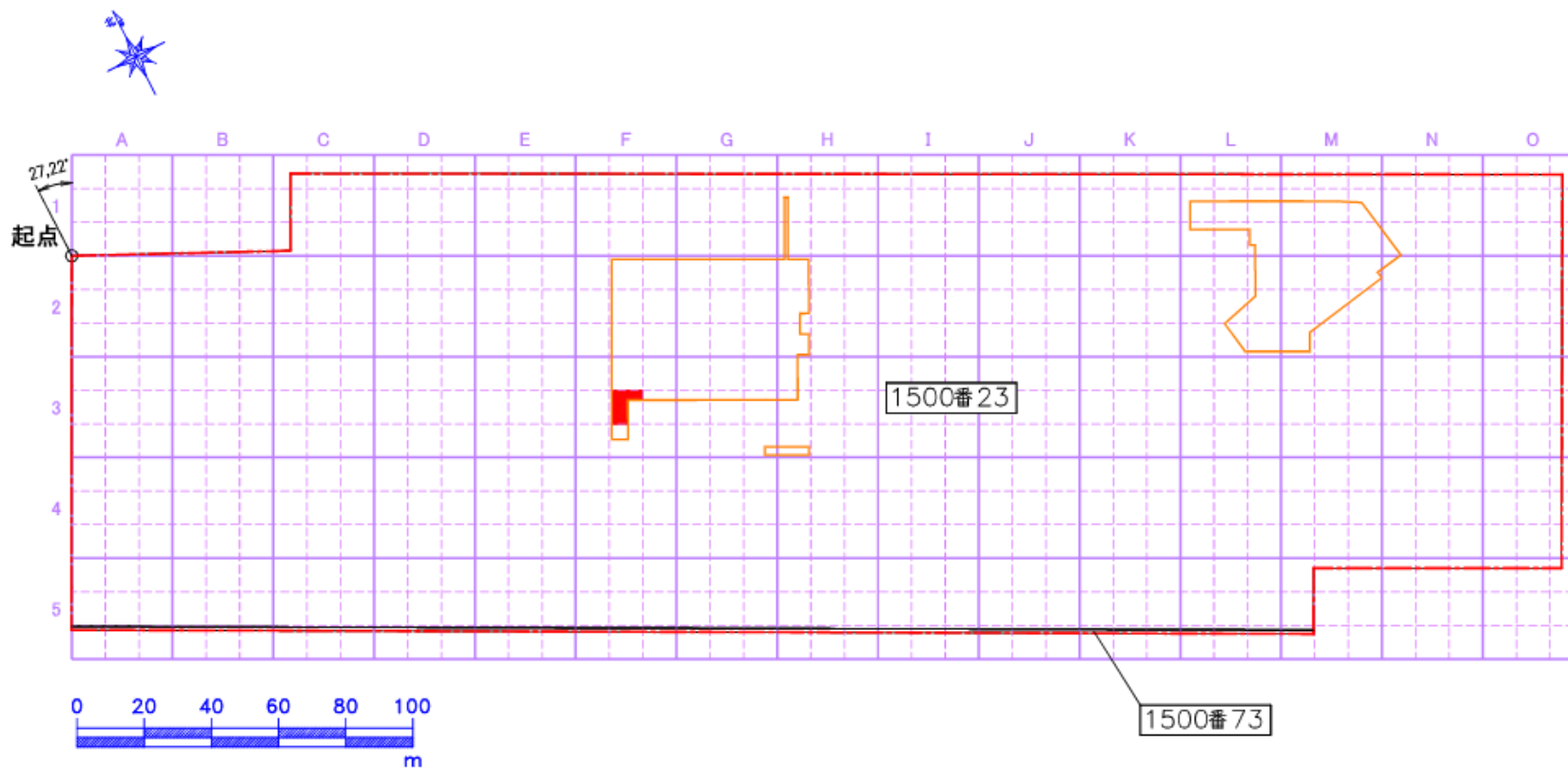
別図のとおり（埼玉県ふじみ野市福岡二丁目千五百番二十三の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

地番：埼玉県ふじみ野市福岡二丁目

別図



凡 例

- - - 敷地境界線（土壌汚染状況調査の対象地）
- 30 m格子
- 10 m格子（単位区画）
- 起点
- 単位区画の名称は右図の通りとする
- 改変範囲
- 形質変更時要届出区域に指定する区画
- 地番境界

【起点】
起点は埼玉県ふじみ野市福岡二丁目1500番23の北端とする

【格子の目盛角度】
27.22°

	A		
1	1	2	3
4	4	5	6
7	7	8	9